

○福岡県警察職員服務規程（概要）

（昭和60年福岡県警察本部訓令第11号）

この訓令は、福岡県警察の職員が保持すべき職務に係る倫理、職員の服務の基準その他服務上遵守すべき事項について、必要な事項を定めたものであり、もって規律の保持及び業務の適正かつ能率的遂行に資することを目的としている。

主な内容として、

- 服務心得
- 服装心得
- 用品の保管責任

などの項目からなっている。